

# 市役所からの お知らせ

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

総務課 ☎ 43-1111  
田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147  
角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309  
西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351  
神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352  
桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001  
上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

## 【地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律】

▶拠点整備促進区域内における建築行為等の許可 ▶監督処分（原状回復命令、除却命令等） ▶拠点整備促進区域内の土地の買取り

## 【都市再開発法】

▶市街地再開発促進区域内における建築の許可 ▶市街地再開発促進区域内における建築許可違反に対する違反是正措置命令 ▶事業施行地区内における建築行為等の許可等 ▶事業施行地区内の建築行為等の許可等に係る原状回復等の命令

## 【密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律】

▶防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の制限 ▶防災街区整備事業の施行地区内における原状回復等の命令 ▶施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の制限 ▶許可の取消し等の監督処分、立入検査等

## 【大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法】

▶土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可 ▶住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可 ▶住宅街区整備事業の施行区域内における土地の形質の変更等の許可 ▶建築行為等に係る監督処分（原状回復命令、除却命令等）

## 【被災市街地復興特別措置法】

▶被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可 ▶監督処分（原状回復命令、除却命令等） ▶被災市街地復興推進地域内の土地の買取り

## 【住宅地区改良法】

▶地区内における建築行為等の許可 ▶土地の原状回復、建築物等の除却等の命令

## 【マンションの建替えの円滑化等に関する法律】

▶マンション建替組合設立の認可 ▶個人が施行するマンション建替事業の施行の認可 ▶権利変換計画の決定および認可 ▶マンション建替組合に対する監督 ▶個人施行者に対する監督

●担当課：社会福祉課 ☎ 43-2288

## 【社会福祉法】

▶第二種社会福祉事業の開始の届出受理 ▶社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等 ▶社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し

●担当課：都市整備課 ☎ 43-2295

## 【都市計画法】

▶土地の試掘等の許可 ▶市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可 ▶建築許可をしない土地の指定 ▶土地の買取り ▶土地の有償譲渡の届出の受理 ▶報告徴収等 ▶許可の取消し等の監督処分 ▶立入検査 ▶用途地域（3大都市圏等） ▶特例容積率適用地区（3大都市圏等） ▶高層住居誘導地区（3大都市圏等） ▶風致地区（10ha以上）（2以上の市町村の区域にわたるものを除く） ▶緑地保全地域（2以上の市町村の区域にわたるものを除く） ▶特別緑地保全地区（10ha以上）（2以上の市町村の区域にわたるものを除く） ▶道路（その他の道路・4車線以上）自動車ターミナル ▶公園・緑地（10ha）（国または県が設置するものを除く） ▶広場・墓園（10ha）（国または県が設置するものを除く） ▶1団地の住宅施設（2000戸以上） ▶学校（大学・高専） ▶防潮施設 ▶土地区画整理事業（50ha超）（国または県が施行すると見込まれるものを除く） ▶市街地再開発事業（3ha超）（国または県が施行すると見込まれるものを除く） ▶住宅街区整備事業（20ha超）（国または県が施行すると見込まれるものを除く） ▶防災街区整備事業（3ha超）（国または県が施行すると見込まれるものを除く） ▶面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域

## 【流通業務市街地の整備に関する法律】

▶流通業務地区における施設建設等の許可 ▶違反施設の移転、除却等の命令

## 【都市緑地法】

▶緑地保全計画の策定 ▶緑地保全地域の標識の設置 ▶緑地保全地域における行為の届出の受理 ▶緑地保全地域における行為の禁止、制限、命令 ▶国の機関等が行う行為の通知の受理 ▶原状回復命令（緑地保全地域） ▶報告徴収（緑地保全地域） ▶立入検査（緑地保全地域） ▶特別緑地保全地区の標識の設置 ▶特別緑地保全地区における行為の許可 ▶公益事業の実施に係る行為の通知の受理 ▶地区決定の際既に着手している行為の届出の受理 ▶応急措置行為の届出の受理 ▶届出者等に対する助言または勧告 ▶国の機関等との協議 ▶原状回復命令（特別緑地保全地区） ▶特別緑地保全地区内の土地の買入れ ▶報告徴収、立入検査（特別緑地保全地区） ▶管理協定に関する事前協議および同意

## 11 県の事務の一部を市が取り扱います

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる第2次一括法）の成立により、これまで都道府県が行っていた事務および権限の一部が市町村に移譲され、最も住民に身近である市町村における総合的な行政サービスの充実が図られます。

平成24年度から移譲される事務は次のとおりです。事務についての問合せは、各担当課へお願いします。

●担当課：商工課 ☎ 43-3351

### 【工場立地法】

▶緑地面積率に係る条例による地域準則の策定（条例制定）

### 【中小小売商業振興法】

▶商店街整備計画の認定 ▶店舗集団化計画の認定 ▶共同店舗等整備計画の認定 ▶商店街整備等支援計画の認定 ▶報告の徴収

●担当課：環境防災課 ☎ 43-3308

### 【墓地、埋葬等に関する法律】

▶立入検査および報告の要求 ▶許可の取消

### 【ガス事業法】

▶販売事業者からの報告徴収 ▶販売事業者への立入検査 ▶ガス用品の提出命令

### 【環境基本法】

▶騒音に係る環境基準の地域類型の指定

### 【騒音規制法】

▶規制地域の指定 ▶規制基準の設定 ▶自動車騒音に係る常時監視

### 【振動規制法】

▶規制地域の指定 ▶規制基準の設定

### 【悪臭防止法】

▶規制地域の指定 ▶規制基準の設定

### 【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】

▶販売事業者からの報告書の徴収 ▶販売事業者への立入検査 ▶用品の提出命令

## 9 政策検証市民委員会の委員を募集します

市の政策について、総合的な見地から検証するため「仙北市政策検証市民委員会」を設置します。

市民の皆さんからも色々な角度から検証していただきたく、次により委員を公募します。

- 募集人員／3人以内
- 応募資格／次の条件を満たす方。
  - （1）仙北市に住所を有する方
  - （2）満20歳以上の方（平成24年4月1日現在）
  - （3）平日の昼間に開催する会議に参加できる方

※ただし、国または地方公共団体の議員・職員を除きます。

- 募集期間／4月18日（水）～5月2日（水）
- 応募方法／所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAXで応募してください。記載事項は、氏名、住所、生年月日、職業などのほか、政策検証に関するご意見等です。（応募書類は返却しません。また、応募者の個人情報、選考以外には使用しません）
- 選考方法／応募者多数の場合は、庁内選考委員会で選考します。

※定数を超える場合は市の他の協議会、審議会等の委員になっていない方を優先します。

- 任期／平成25年度までの2年間
- 応募用紙／応募用紙は、企画政策課および各地域センターに用意しています。仙北市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。
- 応募先（問合せ）／

〒014-1298  
仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30（田沢湖庁舎）  
仙北市役所 企画政策課 政策推進係  
☎ 43-1241 FAX 43-1300  
E-mail [seisaku@city.semboku.akita.jp](mailto:seisaku@city.semboku.akita.jp)

## 10 仙北市安全・安心メールにご登録ください！



- 空メールで簡単登録！  
[toroku@anshin.city.semboku.akita.jp](mailto:toroku@anshin.city.semboku.akita.jp)  
へ空メールを送信してください。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。
- 問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339